平成２４年（フ）第１４９号
茨城県水戸市堀町2271番地の６　立原コーポ１棟102号
債務者　赤塚まさ江
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第１５０号
茨城県水戸市河和田３丁目2536番地　市営河和田住宅504棟101号
債務者　阿部　愛江
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　水戸地方裁判所

平成２４年（フ）第３２５号
京都市伏見区深草石橋町19番地７　桃栄ハイツ103号、申立時の住所京都市右京区西京極畑田町53番地の１　オ２わかな荘
債務者　泉　　哲也
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第３８７号
京都市東山区本町２丁目80番地７
債務者　ギャラリーペルメルこと　畦地　康宏
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第４２９号
京都市南区上鳥羽高畠町89番地　サウスビン105号室、住民票上の住所京都市南区吉祥院蒔絵町16番地の１　塔南セントラルハイツ125号
債務者　三井　智子
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第１４６号
兵庫県姫路市夢前町前之庄2239番地１
債務者　橋本　由美
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１６７号
兵庫県加古川市野口町坂元472番地の７
債務者　植田　廣明
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１７２号
兵庫県姫路市飾磨区玉地809番地１　クリーンピア山電飾磨駅東305
債務者　釣　　一磨
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１８１号
姫路市家島町真浦2562番地４
債務者　横山　一治
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１８７号
兵庫県姫路市大津区恵美酒町１丁目53番地
債務者　野瀬須美子
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第１５０号
広島県安芸郡府中町本町５丁目６番18―４号いわき荘202号
債務者　下河内　満
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２２３号
広島市中区吉島新町１丁目23番19―408号
債務者　森部　智子
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２５２号
広島市佐伯区五日市中央４丁目13―12　サンシャイン中央Ⅱ203号室、住民票上の住所広島市佐伯区三宅４丁目11番14―８号
債務者　河野　吉美
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９０号
広島市安佐南区中須２丁目23番９―101号
債務者　伊藤　　勇
１　決定年月日時　平成24年４月27日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第１３３０号
福岡市中央区高砂２丁目22番６号
債務者　長谷川啓子
１　決定年月日時　平成24年４月27日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２１３２号
福岡県筑紫野市二日市北８丁目10番30号
債務者　近藤　　満
１　決定年月日時　平成24年４月26日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６１３号
福岡県古賀市花鶴丘１丁目９番15―103号
債務者　多田　潤子
１　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第３１２号
福岡県筑紫野市大字天山88番地３
債務者　大内田秀樹
１　決定年月日時　平成24年４月27日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月26日まで　福岡地方裁判所第４民事部